平成２５年（フ）第９７９９号
千葉県我孫子市栄４番25
債務者　木村　仁美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８００号
埼玉県北本市緑２丁目269―１―201
債務者　矢野　貴久
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８０１号
東京都世田谷区玉川台２丁目39―16―407
債務者　川合　祥隆
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８０７号
東京都町田市森野５丁目27―３―101
債務者　武藤　富顯
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８２６号
東京都荒川区南千住２丁目23―１
債務者　戸井田好正
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３２号
東京都北区桐ケ丘１丁目２番Ｅ31―105号
債務者　篠原　喜六
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３３号
東京都港区港南３丁目３―17―805
債務者　横山　純子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３５号
千葉県市川市相之川２丁目６―26―204
債務者　表　　智彦
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３６号
埼玉県新座市片山３丁目12―14―204
債務者　鎌田　良明
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３７号
東京都新宿区中落合２丁目18―４　アーバンヒルズ目白Ａ―105
債務者　菅　　務
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８４１号
東京都町田市真光寺２丁目18―１　真光寺市営住宅３―305
債務者　及川誠一朗
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８４２号
埼玉県さいたま市岩槻区西町３丁目５―18―102
債務者　金子　健作
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８４４号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目19―12―703
債務者　岡本香菜子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８４５号
東京都墨田区京島２丁目27―９―201　中村荘
債務者　高橋　利知
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８４６号
東京都墨田区東向島２丁目20―11―805
債務者　小林　利夫
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部